

関係各位

「関税率表等の分類の特例扱い」の改正について

「関税法基本通達等の一部改正について」（平成 25 年 6 月 24 日・財関第 731 号）におきまして、関税法基本通達 67-4-17（関税率表等の分類の特例扱い）が改正されたところですが、その要点を以下のとおりまとめましたのでお知らせいたします。

関税法基本通達 67-4-17（関税率表等の分類の特例扱い）の改正について（要約）

適用開始日 平成 25 年 7 月 1 日

(1) 少額合算の合算方法 ※改正点はありません

- イ 関税率が最も高い品目にまとめる。
- ロ 同じ関税率の品目を 1 棚に取りまとめ、その棚ごとに最も課税価格の高い品目にまとめる。
- ハ 同じ関税率の品目の価格の合計が当該少額品目の合計額の 50 % を超える場合、50 % を超える品目のうち最も課税価格が高い品目にまとめる。

(2) (省略) ※改正点はありません

(3) 少額合算の適用方法 ※改正点があります

- イ、ハ及びニ (省略)

ロ (改正前) (1) のイの分類方法による場合には、従価税率、従量税率等税率の種別が異なる品目ごとに適用し、従量税率適用品目については関税率の数量単位の異なる品目ごとに適用すること。

(改正後) (1) のイ 又はハ の分類方法による場合には、従価税率、従量税率等税率の種別が異なる品目ごとに適用し、従量税率適用品目については関税率の数量単位の異なる品目ごとに適用すること。

→従価税率、従量税率適用品目の少額合算は、(1) のイの分類方法に加え、ハの分類方法の場合も対象となりません。

なお、具体的な合算方法の例につきましては、別紙を参照願います。

問合せ先

東京税関業務部通関総括第 1 部門

電話：03-3599-6337

【少額合算方法の具体例】

- 以下のような貨物の輸入申告があった場合。

	品名	実行関税率表番号	課税価格	協定税率	価格構成比
i	綿ズボン(織)	6203.42-200	100,000円	9.1%	33%
ii	綿ジャケット(織)	6203.32-200	80,000円	9.1%	27%
iii	革靴(15足)	6403.91-019	120,000円	4,300円／足	40%

ズボン, 33%

ジャケット, 27%

革靴, 40%

- 以下のような申告が可能。

(1)イの方法(関税率が最も高い品目に合算。ただし、革靴除外) ※H25.7.1から 変更なし

1欄目

2欄目

ズボン(ジャケット), 税率9.1%

革靴, 税率4,300円／足

(1)ロの方法(同じ関税率の品目を合算) ※H25.7.1から 変更なし

1欄目

2欄目

ズボン(ジャケット), 税率9.1%

革靴, 税率4,300円／足

(1)ハの方法(課税価格の50%を超える品目に合算)

※H25.6.30まで

1欄

ズボン(ジャケット、革靴), 税率9.1%

※H25.7.1から

1欄目

2欄目

ズボン(ジャケット), 税率9.1%

革靴, 税率4,300円／足